

平成 25 年度職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員労働組合連合協議会(県労連)

構成団体

神奈川県教職員組合

神奈川県職員労働組合

神奈川県高等学校教職員組合

自治労神奈川県公営企業労働組合

自治労神奈川県職員労働組合

2 交渉回数

平成 25 年8月 30 日から 11 月 14 日まで 15 回

3 県の提案及び県労連の主張と合意内容

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給・期末勤勉手当	月例給の公民給与の較差は 298 円、期末・勤勉手当の支給月数は概ね均衡しており、月例給、期末・勤勉手当ともに改定の必要はないとの人事委員会報告を踏まえ、改定は行わない。	月例給について、昨年度は△245 円の較差を住居手当の引き下げで解消したことを踏まえ、人事委員会による給与改定の勧告がなくとも較差解消を図るべきである。	月例給、期末・勤勉手当ともに改定しない。
休暇その他働きやすい環境の整備			
育児休業	仕事と家庭の両立の観点から、有効な対策について検討したい。	仕事と家庭の両立支援の観点から、育児休業の取得を促進させるため、取得要件の改善を図るべきである。	育児休業をした期間に係る退職手当の除算率について、1歳までの期間を3分の1から4分の1とする。
子の看護休暇		小学校入学前の日数を拡充するとともに、子に障害等がある場合は 18 歳まで対象を拡大すべきである。	小学校入学の始期に達するまでの子に係る取得可能日数を5日から6日とする。
臨時的任用職員の勤務条件	職場運営への影響や正規職員との均衡を考慮すると、慎重に対応しなければならない。	現場の勤務実態を踏まえ、給与や勤務条件を改善すべきである。	現場の勤務実態を踏まえ、各任命権者で話し合うこととする。
再任用職員の勤務条件	フルタイム再任用職員の標準的な級の格付けは、現行どおり行政職給料表(1)5 級相当とする。	雇用と年金との接続を踏まえ、新たな再任用制度で運用すべきである。	平成 26 年4月以降に任用するフルタイム再任用職員の標準的な級の格付けは、現行の運用を基本とする。